

厚生労働省
職業安定局

1 障害者雇用の現状と対策について

障害者雇用の状況について、雇用されている障害者の数は順調に伸びており、平成 16 年から 11 年連続で過去最高を更新している。また、ハローワークを通じた障害者の就職件数も 4 年連続で過去最高を更新しており、特に精神障害者の就職件数が増加している状況にある。

こうした障害者雇用の進展を受け、平成 25 年の改正障害者雇用促進法により、精神障害者の法定雇用率の算定基礎への追加（平成 30 年 4 月施行）や雇用分野における障害者に対する差別禁止や合理的配慮の提供の義務（平成 28 年 4 月施行）が規定されたことから、就労支援の更なる充実強化を図ることが必要である。

このため、平成 27 年度予算案においては、障害特性に応じた就労支援施策や職場定着支援施策などの施策を盛り込み、就労促進を図ることとしているので、障害保健福祉部局におかれても、ハローワーク等の就労支援機関との連携についてご協力をお願いしたい。

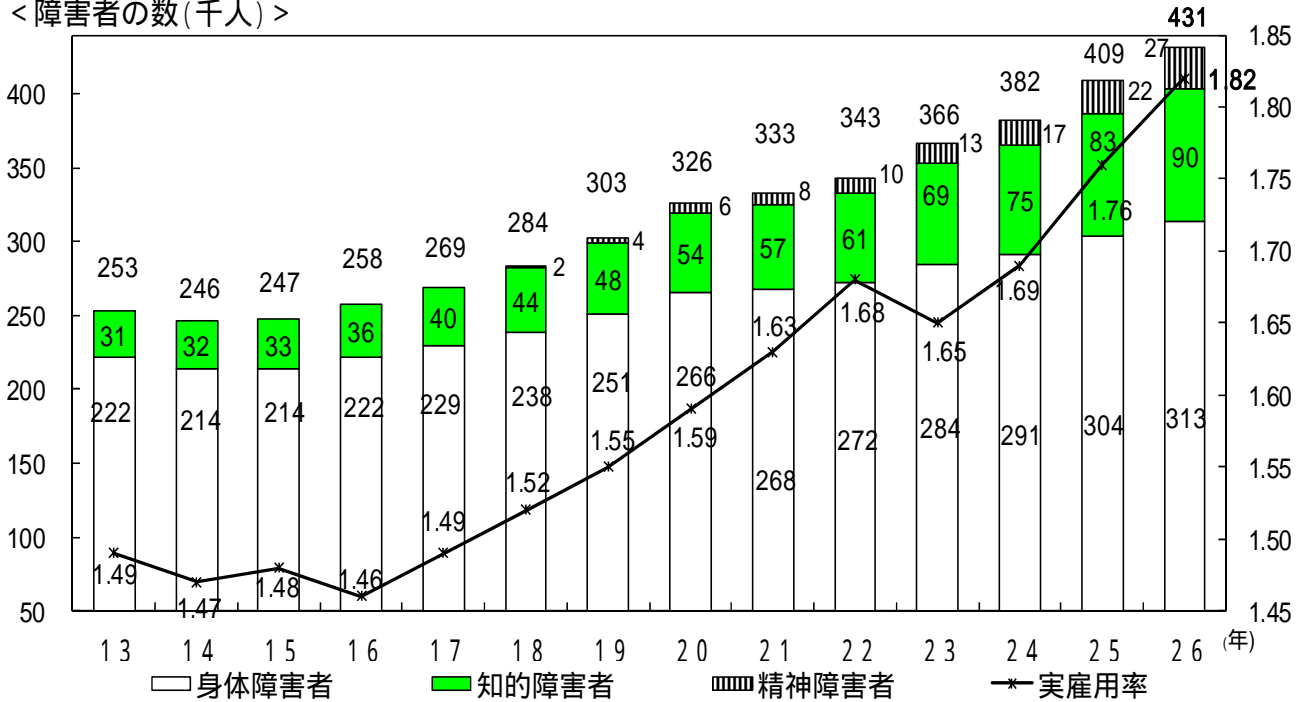
また、障害者の就労促進に当たっては地域の就労支援機関における就労支援能力の向上が必要であることから、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営している地域障害者職業センターにおいて、就労支援機関に対する就労支援に関する研修を実施しているところであるので、貴部局や管内の就労支援サービス事業所にも情報提供していただきたい。

障害者雇用の状況

(平成26年6月1日現在)

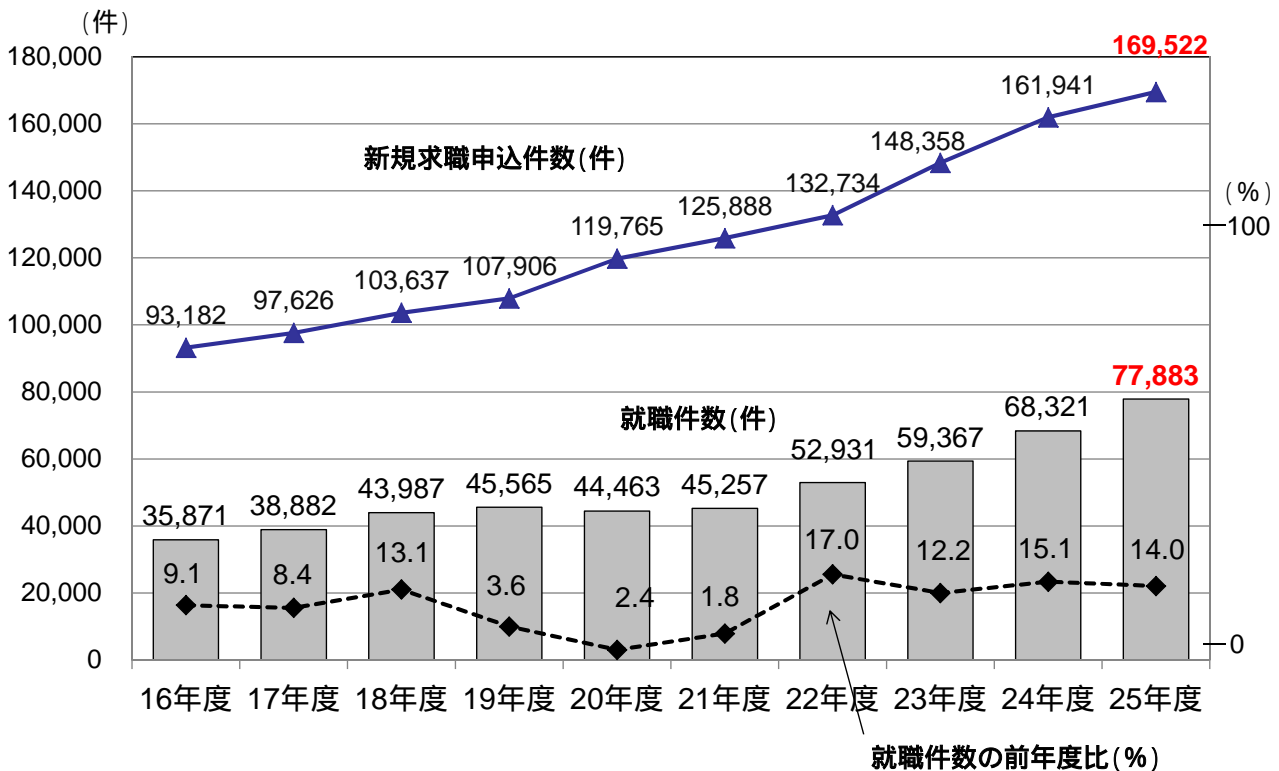
民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.82%** **法定雇用率達成企業割合 44.7%**
 25年4月に引き上げた法定雇用率(2.0%)には届かないものの、**雇用者数は11年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。

< 障害者の数(千人) >

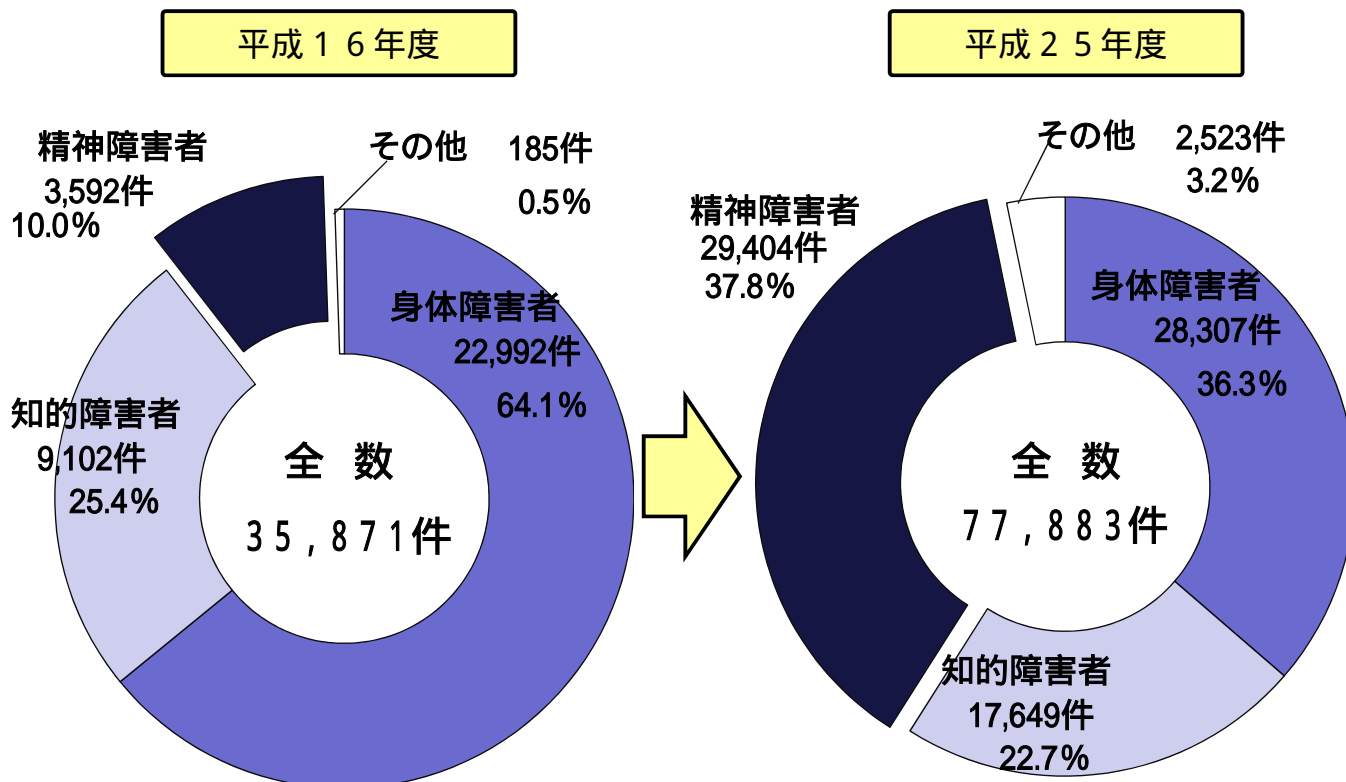


ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

平成25年度の就職件数・新規求職者数は、**前年度から更に増加**。
 特に、就職件数は77,883件と**4年連続で過去最高を更新**。



ハローワークの障害種別の職業紹介状況 (就職件数)



障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→(1)(2)については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。

(1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行(H30)後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日:平成28年4月1日(ただし、2は平成30年4月1日、3(障害者の範囲の明確化に限る。)は公布日(平成25年6月19日))

障害者に対する就労支援の推進

～平成27年度障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成27年度予定額 257.5 (258.0)億円

括弧書きは前年度予算額

障害特性に応じた就労支援の推進

76.8(77.8)億円

精神障害者への就労支援の充実

ハローワークの「精神障害者雇用トータルサポーター」を拡充し、専門的支援の強化
医療機関に対する精神障害者の就労支援ノウハウの周知や相談支援の実施
地域、企業規模、産業等に応じた精神障害者・発達障害者の定着支援に重点を置いた雇用ノウハウの蓄積を図るためのモデル事業の実施
障害者トライアル雇用事業の実施

発達障害者・難病患者への就労支援の充実

ハローワークの「就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)」を拡充し、きめ細かな支援の実施
ハローワークの「難病患者就職サポーター」を増員し、難病のある者への就労支援の強化とともに、難病のある者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成の拡充
地域の関係機関との連携等による「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行推進
中小企業の障害者雇用への不安を解消するため、労働局に専門のコーディネーターを配置し、福祉、教育、医療等の関係機関と連携した、職場実習の推進や事業所見学会等の実施
ハローワークと地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の実施体制の強化等によるハローワークのマッチング機能の強化

地域就労支援力の強化による職場定着の推進

79.5(70.6)億円

精神障害者等が働きやすい職場づくりに努める事業主に対する助成の見直しや、中途障害等により休職した労働者について雇用の継続を図るための措置を講じ雇用を継続した事業主に対する助成の創設等
就業面と生活面の一体的な支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の増設及び職場定着支援の機能強化

中小企業に重点を置いた支援策の実施

18.6(16.2)億円

障害者を初めて雇用する中小企業に対する支援や、ハローワークによる中小企業を主な対象とした就職面接会の実施、障害者の職場定着等に取り組む中小企業等への経済的支援の強化等により、マッチング機能の強化

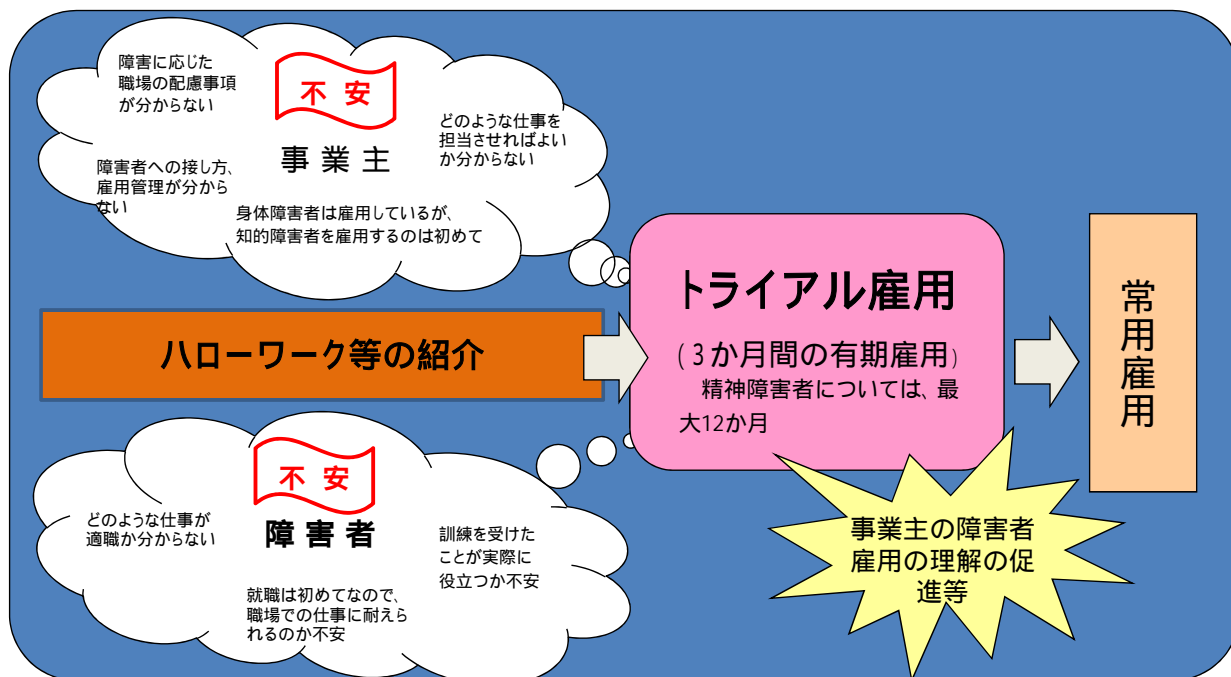
障害者の職業能力開発支援の強化

65.2(58.9)億円

「トライアル雇用」による障害者雇用の推進 ～ 障害者トライアル雇用奨励金 ～

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試行雇用（トライアル雇用＝原則3か月）の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的としています。

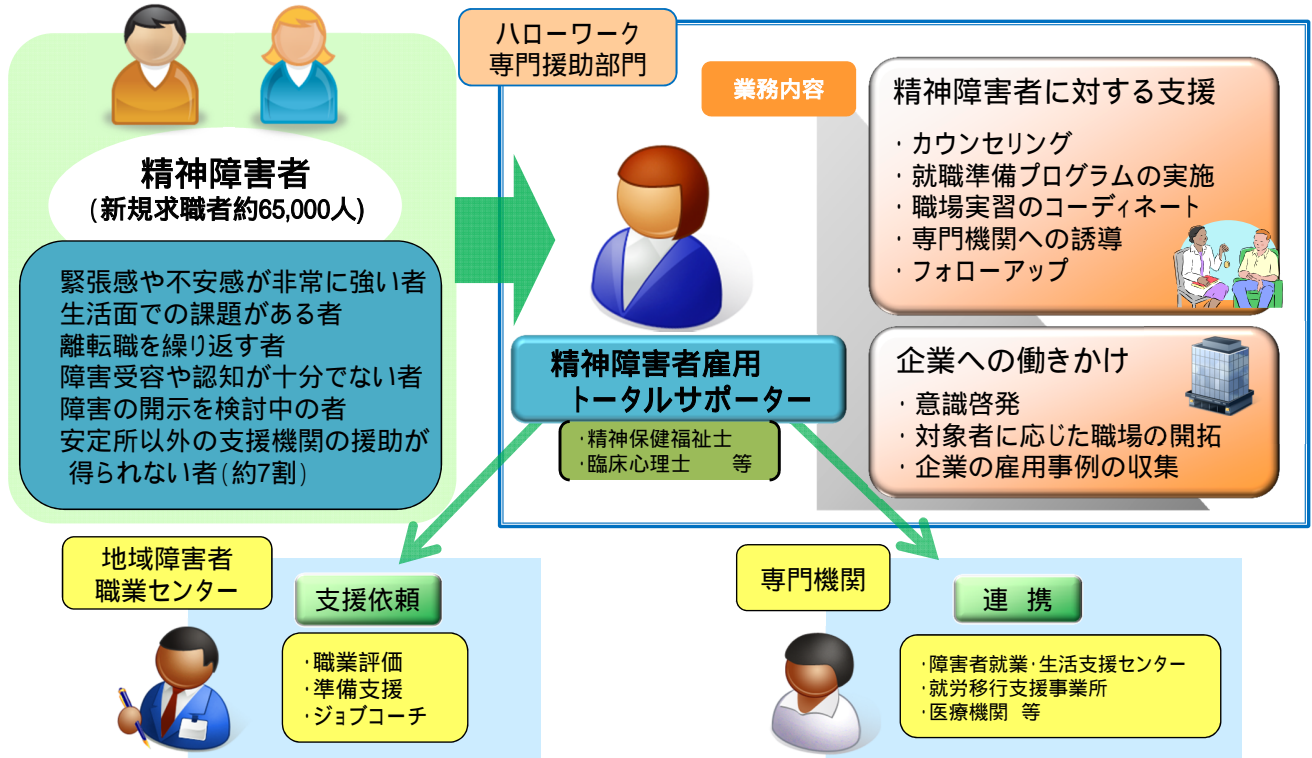
また、事業主に対しては、障害者トライアル雇用奨励金（月額4万円、最大3ヶ月）を支給し、その取組を促進しています。



精神障害者雇用トータルサポーターについて

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、企業に対して精神障害者の雇用に関する意識啓発などの業務を実施

平成25年度実績 就職に向けた次の段階への移行率 69.3% 相談支援を終了した者のうち、就職、職業訓練等へ移行した割合



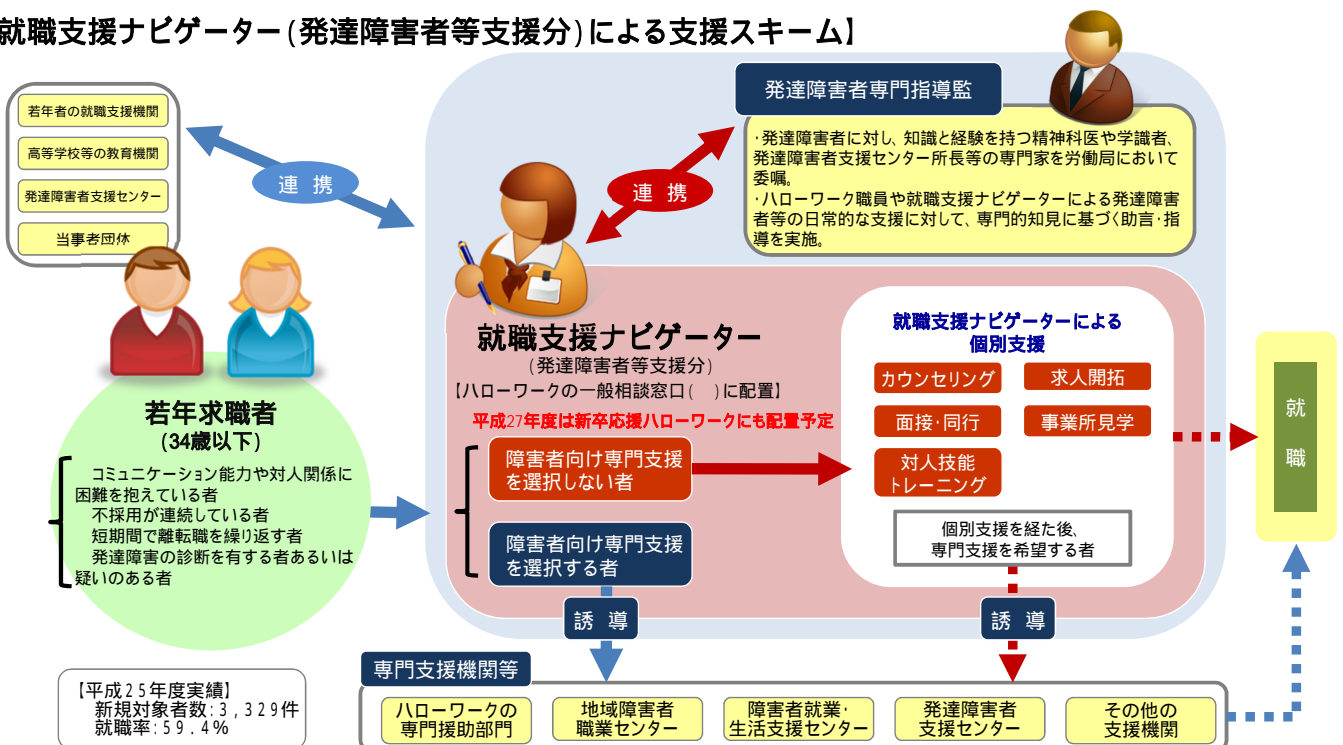
若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

発達障害等、コミュニケーション能力に困難を抱える者に対して個別支援を行うとともに、障害者向け専門支援を希望する者に対しては、専門支援機関等への誘導を行う等、コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援を行う事業を実施。

若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築。

発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う、発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズに応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

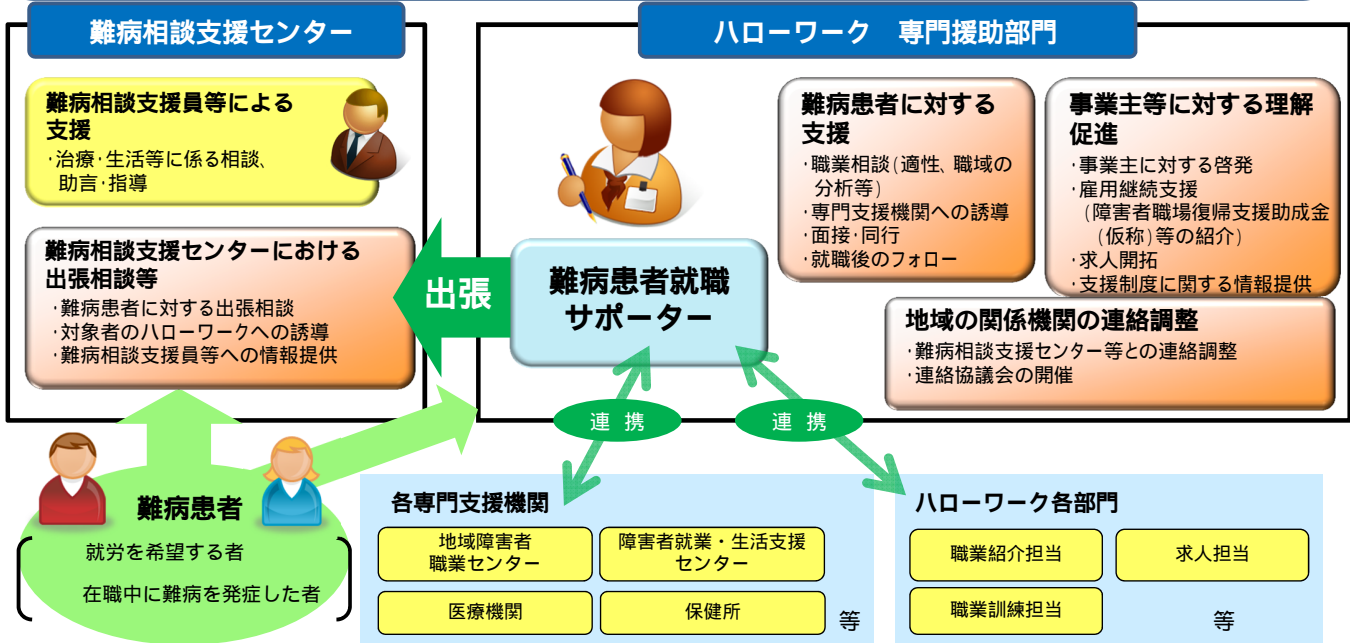
【就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）による支援スキーム】



難病相談支援センターと連携した就労支援の実施

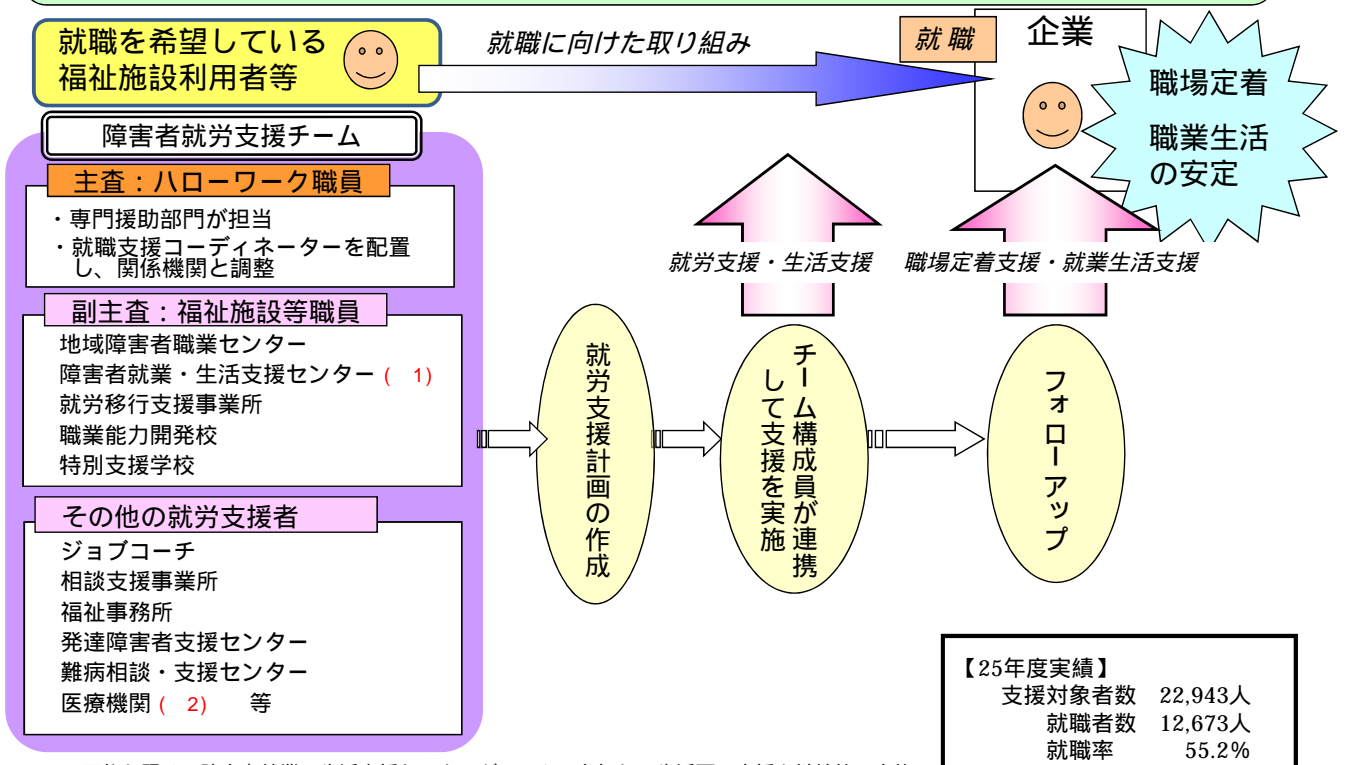
ハローワークに「**難病患者就職サポーター**」()を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

- 配置数 : 全国15人(H26) **全国47人(H27予算案)**
- 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
- 活動日数 : 月10日勤務(H26) **月10日勤務(37人)、月15日勤務(10人)(H27予算案)**
- 採用要件 : 難病患者の相談に関する業務経験1年以上等



障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」

福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、**ハローワーク職員(主査)と福祉施設等の職員その他の就労支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施(平成18年度から実施)**



(1) 可能な限り、障害者就業・生活支援センターがチームに参加し、生活面の支援を継続的に実施。
 (2) 支援対象者が医療機関を利用している場合は、医療機関に対してチームへの参加を積極的に依頼。

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業と障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校・大学・医療機関等の教職員等の企業での就労に対する不安感等を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて次の取組みを実施。

就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーの助言等による企業理解の促進

関係機関への職場実習協力事業所情報の提供、実習受入の依頼等による障害者に対する職場実習の推進

都道府県労働局による事業計画の策定

地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案

都道府県労働局による事業の実施

企業就労理解促進事業

就労支援機関、特別支援学校、大学、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
障害者とその保護者等を対象とした事業所見学会
就労支援機関や特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
障害者就労アドバイザーによる就労支援機関、特別支援学校、大学、医療機関等への助言

一般雇用の理解促進

障害者に対する職場実習推進

職場実習協力事業所の開拓
関係機関への職場実習協力事業所の情報提供
一定の場合に、実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習を補助する実習指導員の派遣
職場実習のための合同面接会の実施

職場実習の推進

平成27年度予算案では、就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)を47局に配置予定

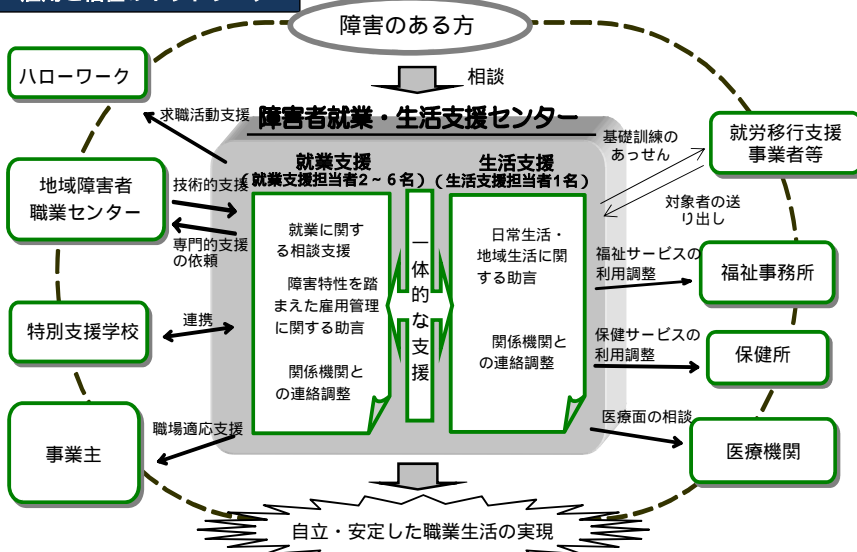
10

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の機能を強化

332センター(27年度予定)

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

センター窓口での相談や、職場・家庭訪問等を実施。

<就業面の支援>

- ・就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言
- ・関係機関との連絡調整

<生活面の支援>

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

[25年度実績]

対象者数 125,286人
就職件数 17,408件 定着率 75%

今後期待される役割

地域の支援機関の中心であるセンター機能を強化し、障害者や企業に対する支援の充実が必要
障害者の雇用・定着支援に関する高度な知識・経験を有する人材の配置による就職場定着支援の強化
県単位でのセンター間の情報共有、ネットワーク形成の取組み充実による支援水準の引上げ
支援対象者の多い大都市を含む障害保健福祉圏域での複数センターの設置

地域障害者職業センターの概要

地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県(ほか支所5か所)に設置。

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

事業主に対する相談・援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。

地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施。

地域障害者職業センターが実施する就業支援基礎研修

対象者

就労移行支援事業者、福祉、教育、医療等の関係機関において障害者の就業支援を担当する職員を対象

研修の内容

効果的な職業リハビリテーションを実施するために必要な基本的知識・技術等(就業支援の基本的知識・理念、就業支援に関する制度、地域における関係機関の役割と連携方法及び企業における障害者雇用)に関する内容となっています。

なお、この研修は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の就労支援関係研修修了加算に係る厚生労働大臣が定める研修()に該当します。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成21年厚生労働省告示第178号)第1号の就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修

国土交通省

自動車局

自動車事故被害者救済対策及び 独立行政法人自動車事故対策 機構(NASVA)について

国土交通省 自動車局 保障制度参事官室
平成27年3月6日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(1)日本の「くるま社会」の現状



自動車損害賠償保障制度

損害賠償の円滑化

損害賠償の立証責任を被害者から加害者に (自賠法3条)

自賠責保険の加入義務 (自賠法5条)

ひき逃げ・無保険車による事故の被害者に対する政府による損害のてん補 (自賠法72条)



被害者救済対策

重度後遺障害者への支援

重度後遺障害者を専門的に治療する療護センター等の運営

在宅ケアを行う家庭に対して、介護用品を購入するための「介護料」の支給

在宅ケアを行う家庭を訪問して、介護に関する悩み等を聴取する「訪問支援」の実施

在宅ケアを行う家庭に対して、「短期入院・入所費用」の助成



医療機関において、在宅重度後遺障害者への検査や経過観察、在宅ケアを行う家族への在宅介護技術やケア方法の助言・指導等を行う「短期入院協力事業」の実施

障害者支援施設等において、在宅重度後遺障害者の一時的な受け入れを行う「短期入所協力事業」の実施

自動車事故の防止

安全指導業務 (適性診断・指導講習) 自動車アセスメント業務



先進安全自動車 (ASV) の普及

運転者に対する運転技術向上等に係る研修

事故の相談・解決

交通事故被害者ホットライン(無料)

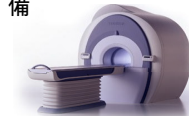
日弁連交通事故相談センターによる法律相談(無料)

指定紛争処理機関による保険金の紛争解決(無料)



救急医療支援

救急医療機器の整備



磁気共鳴断層撮影装置

交通遺児への支援

交通遺児育成基金事業の実施

交通遺児の生活資金の無利子貸付

交通遺児の集いの開催



自動車ユーザー全体で負担(支え合い)



(3) 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA: ナスバ) について

独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA) (National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid)

【設立】平成15年10月 (前身: 自動車事故対策センター (昭和48年設立))

【目的】自動車事故による被害の軽減のため、下記の各業務を総合的に実施

【組織】各都道府県に計50支所

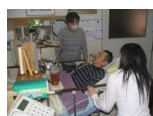
事故被害者を支える

被害者援護業務



療護施設の設置・運営

自動車事故の重度の被害者の受入・治療・看護を実施



介護料の支給・訪問支援

重度の被害者への介護料の支給、訪問支援による相談対応・情報提供等を実施。



交通遺児等貸付

交通遺児等への育成資金の無利子貸付、友の会活動等を実施。

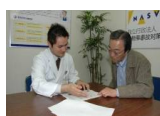
自動車事故を防ぐ

安全指導業務



指導講習

事業者の運行管理者の資質の維持・向上を図る。



適性診断

事業用自動車の運転者に対し、運転特性・視力等に係る診断、安全運転に係る指導を実施。



安全マネジメント

経営トップ自ら主導し、企業の安全文化の向上を図る体制の構築を支援。

自動車事故から守る

自動車アセスメント業務

車種	安全性能評価	価格	燃費
軽自動車	★★★★	169,000円	16.9km/L
コンパクトカー	★★★★	153,000円	15.3km/L
ミニバン	★★★★	140,000円	14.0km/L
SUV	★★★★	157,000円	15.7km/L
セダン	★★★★	145,000円	14.5km/L

特定車種に関する安全性能を分析・評価し、詳細を公表。

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局

子ども・子育て支援新制度の施行と 障害児支援の充実について

全体像

障害児に対する支援については、大別して
すべての子どもを対象とする施策(一般施策)における障害児への対応
障害児を対象とする専門的な支援施策(専門施策)
の2つの施策体系があり、それぞれ充実を図るとともに、相互の連携強化が必要

一般施策については、子ども・子育て支援新制度(平成27年4月施行)において、
市町村計画における障害児の受入体制の明確化
優先利用など利用手続における障害児への配慮
様々な施設・事業において障害児の受入れを促進するための財政支援の強化や、障害児等
の利用を念頭に置いた新たな事業類型の創設
等により、障害児支援の充実を図る

専門施策については、
通所支援・入所支援など施設・事業者が自ら行う障害児支援に加えて、
その専門的な知識・経験に基づき、一般施策をバックアップする「後方支援」として位置付け、
保育所等の育ちの場における障害児の支援に協力できるような体制づくりを進める

子ども・子育て支援新制度における対応（１）

1. 市町村計画における障害児の受入体制の明確化等

市町村計画においては、

障害児等が円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、障害児等の人数等の状況、施設・事業の受入れについて把握、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を記載

「任意記載事項」として、都道府県の行う専門施策との連携について記載

都道府県計画においては、「基本的記載事項」として、専門施策の実施について記載

- * 自治体に対して、計画策定に当たり、障害者総合支援法の「第4期障害福祉計画」に基づく施策との緊密な連携の確保を要請

2. 利用手続における障害児への配慮

「保育認定を受ける子ども」（2号子ども・3号子ども）については、市町村が利用調整。このプロセスの中で、市町村が、計画に基づいて、受入可能な施設に委託又はあっせんすることが基本

→ 障害児については、「優先利用」の仕組みの対象。各市町村において、障害児保育を実施している保育所については、その分の枠を優先的に割り当てるなど配慮。

「教育標準時間認定を受ける子ども」（1号子ども）については、市町村が自動的に関わる仕組みではないが、保護者又は施設からの要請に応じ、計画に基づいて、受入れ可能な施設をあっせんすることができる

2

子ども・子育て支援新制度における対応（２）

3. 給付対象の施設・事業における障害児対応の充実

特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）の障害児の受入れについては、従来の財政支援措置（私学助成、障害児保育事業（一般財源））により対応することが基本。

その上で、公定価格において、障害児を受け入れる施設において、主幹教諭、主任保育士等を補助する職員を配置して、地域の子ども（非在園児）の療育支援に取り組む場合の加算を設ける。

地域型保育事業（新設）については、公定価格において、障害児数に応じた職員加配の加算（2:1配置）を設ける。（居宅訪問型を除く）

その1類型である居宅訪問型保育事業（1:1配置）については、「障害等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である乳幼児」を利用対象の1つとしている。

4. 地域子ども・子育て支援事業における障害児対応の充実

「一時預かり事業」「延長保育事業」において、障害児等の利用を想定した「訪問型」を創設

「放課後児童クラブ」において、障害児を受け入れた場合の職員加配の加算を拡充（従来の加配職員1名に加え、5名以上の障害児を受け入れた場合更に1名加配）

多様な主体の参入促進事業（新設）において、認定こども園が、私学助成・障害児保育事業の対象にならない障害児を受け入れた場合の財政支援を創設

利用者支援事業（新設）において、障害児も含めた、子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、適切な施設・事業の利用を支援（利用者支援）。地域の社会資源とネットワークを構築（地域連携）

3

障害児が利用可能な支援の体系（専門施策）

		サービス名	利用児童数	施設・事業所数
訪問系	障害者総合支援法	居宅介護（ホームヘルプ）	9,367	18,499
		同行援護	168	5,660
		行動援護	2,748	1,396
		重度障害者等包括支援	0	9
活動系		短期入所（ショートステイ）	6,211	3,927
障害児通所系	児童福祉法	児童発達支援	68,831	2,978
		医療型児童発達支援	2,509	101
		放課後等デイサービス	89,120	5,307
		保育所等訪問支援	1,874	321
障害児入所系	児童福祉法	福祉型障害児入所施設	1,775	188
		医療型障害児入所施設	2,194	182
相談支援系	支援法	計画相談支援	988	5,233
		障害児相談支援	16,371	2,093

(注) 利用者数及び施設・事業所数は平成26年10月現在の国保連データ。
 通所系サービスは国保連委託のみ(1719市町村のうち、1,707市町村) 入所系サービスは国保連委託のみ(69都道府県市のうち、52都道府県市)

保育所等との連携強化のための障害報酬改定の対応

保育所等関係機関との連携の強化

【背景】

障害児の地域社会への参加・包容を促進するための支援体制に関して、障害児支援検討会報告書においては、「地域の実情に応じた柔軟な地域支援体制の整備を進めることが重要である」と指摘され、具体例として「小規模の児童発達支援事業所が近隣の保育所等と協力関係を結んで並行通園の実施を進める体制を作る」ことが挙げられている。

また、児童発達支援を利用する就学前児童が小学校等に入学する際の児童発達支援事業所と学校の連携の必要性についても指摘がなされている。



【対応】 関係機関連携加算の創設（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）

保育所や学校等と連携して個別支援計画を作成した場合や、就学・就職時に関係機関と連絡調整を行った場合について評価を行う。

関係機関連携加算【新設】

関係機関連携加算() 200単位/回

関係機関連携加算() 200単位/回

関係機関連携加算()については、障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算。

関係機関連携加算()については、就学前又は就職前の障害児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として加算。

【背景】

障害児支援検討会報告書において、障害児支援を一般施策としての子育て支援をバックアップする後方支援と位置づける中で、保育所等訪問支援の積極的な活用が必要とされ、更なる保育所等訪問支援の体制整備を進めるために「報酬上の評価も含め、利用をさらに進めるための具体的な方策についても検討すべき」と指摘されている。



【対応】保育所等訪問支援の推進

専門性の高い職員による保育所等訪問支援の評価を充実させる、過疎地や離島・山間地域等の障害児への支援を充実させる等の対応を行う。

訪問支援員特別加算【新設】 375単位/日

作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合に算定。

保育所等訪問支援の算定要件の見直し

【現 行】

他の障害児通所支援を利用した日は保育所等訪問の算定が不可。

【見直し後】

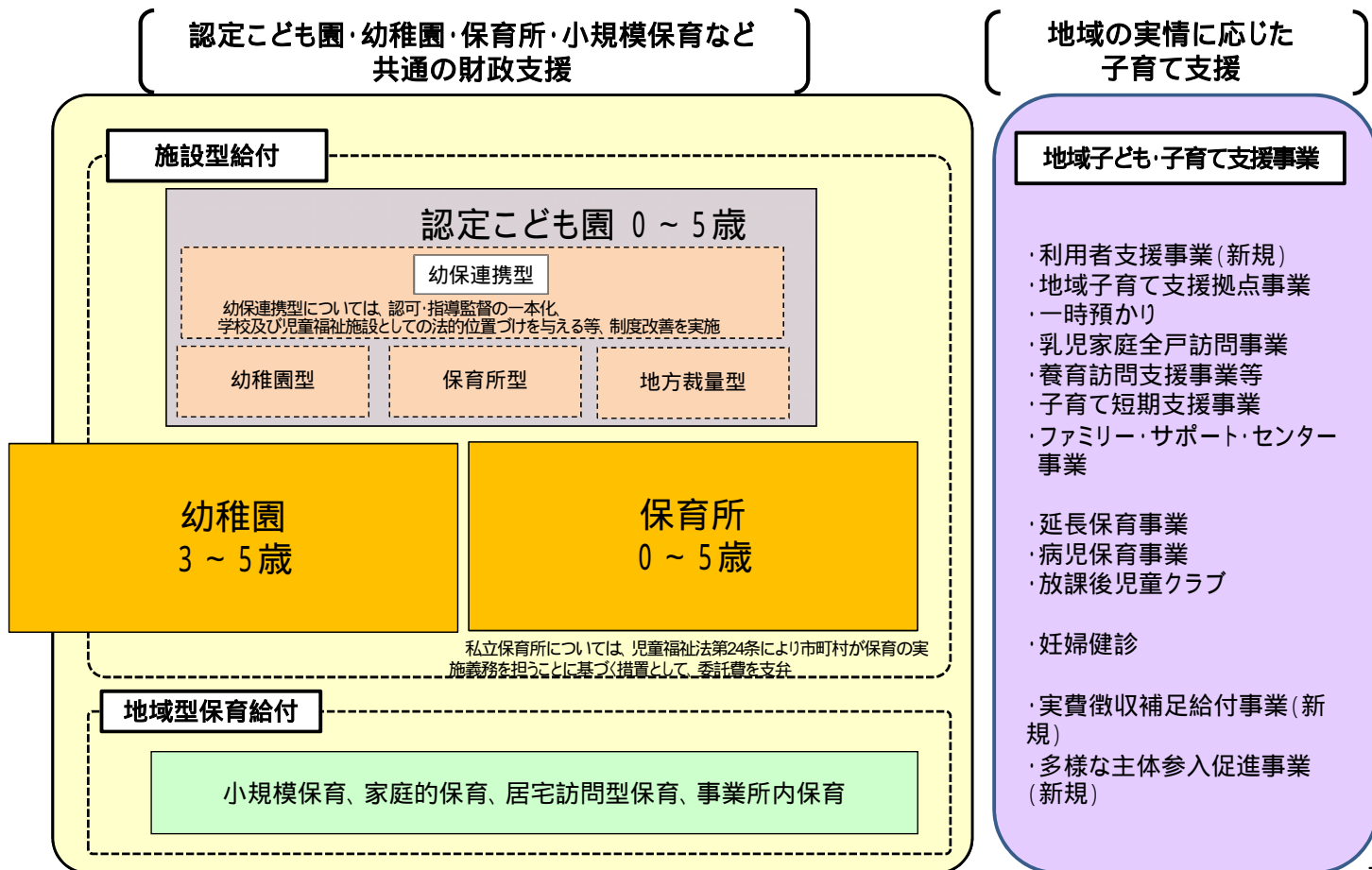
他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問の算定が可能。

特別地域加算【新設】 1日につき15/100に相当する単位数を加算

過疎地や離島・山間地域等への訪問支援を行った場合に算定。

(参考)

子ども・子育て支援新制度の概要



文部科学省

初等中等教育局

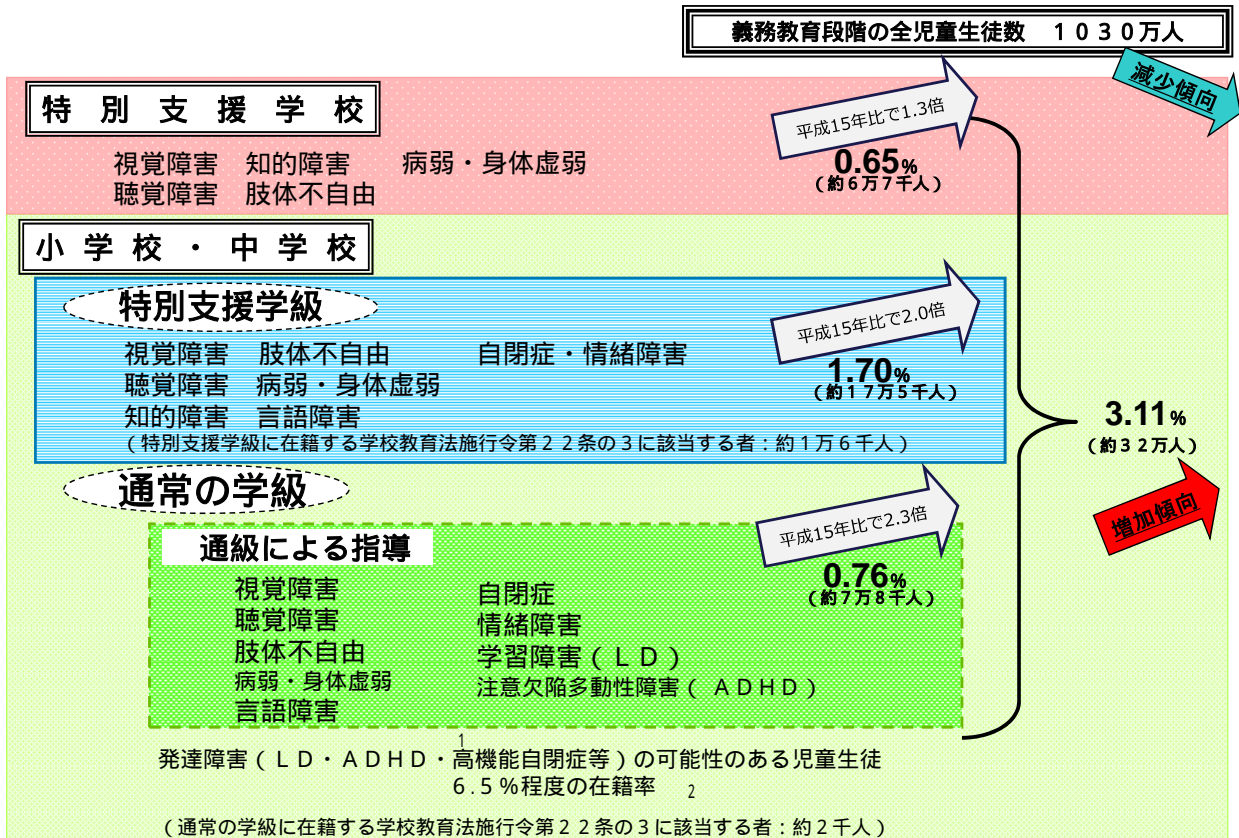
平成27年3月6日(金)

特別支援教育行政の現状と課題

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
課長補佐(併) 発達障害支援専門官
中山 恭幸



特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)



1 LD(Learning Disabilities):学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害
2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

特別支援教育の歴史

- ・昭和22年 - 学校教育法制定(盲・聾・養護学校、小・中学校の特殊学級 制度化)
- ・昭和23年 - 盲・聾学校 就学義務化
- ・昭和54年 - 養護学校 就学義務化(及び訪問教育の本格実施)
- ・平成 5年 - 「通級による指導」制度化
- ・平成14年 - 就学制度改正(「認定就学」制度化等)
- ・平成17年 - 発達障害者支援法制定
- ・平成18年 - LD、ADHDも通級の対象(併せて自閉症を明記)
- ・平成19年 - 特別支援教育の本格的実施(「特殊教育」から「特別支援教育」へ)
特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換。盲・聾・養護学校から特別支援学校、特別支援学校のセンター的機能、小中学校等における特別支援教育 など
- ・平成19年 - 障害者権利条約署名(インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮など)
- ・平成21年 - 特別支援学級の対象に自閉症を明記
- ・平成23年 - 障害者基本法改正(障害者権利条約への対応(十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮、本人・保護者の意向を可能な限り尊重など))
- ・平成24年 - 中教審報告初中分科会報告(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、多様な学びの場の整備、教職員の専門性向上 など)
- ・平成25年 - 障害者差別解消法制定(合理的配慮提供の法的義務など(施行日:一部を除きH28.4))
- 就学制度改正(「認定就学」制度廃止、総合的判断(本人・保護者の意向を可能な限り尊重) など)
- ・平成26年 - 障害者権利条約批准

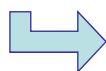
-2-

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 (中教審初中分科会報告(H24.7)等を踏まえた文部科学省等の主な取組)

学校教育法施行令の一部改正(H25.8)

- ・ 障害のある児童生徒の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校への就学を可能としていたこれまでの仕組み(認定就学制度)を改め、**新たに、個々の障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組み**とし、その際、**本人・保護者の意向を可能な限り尊重**することとした。

→「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」の作成(H25.10 文部科学省特別支援教育課)



学校教育法施行令改正の趣旨を解説するとともに、新たな教育相談・就学先決定のモデルプロセス及び障害種別の教育的対応の在り方を示したもの。(文科省HPよりダウンロード可)

特別支援教育関係予算等の充実

・H24:81億円、H25:99億円、H26:131億円、H27予算額(案):145億円

(→後述)

インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB) の開設(→(独)国立特別支援教育総合研究所)

- ・合理的配慮の実践事例データベース
- ・インクルーシブ教育システム構築に関する情報提供

など

-3-

【概要】 学校教育法施行令改正の趣旨を解説するとともに、新たな教育相談・就学先決定のモデルプロセス及び障害種別の教育的対応の在り方を示したもの。

関係機関等との連携に関する主な記載

第2編 教育相談・就学先決定のモデルプロセス

第1章 関係者の心構えと関係者に求められること

1 関係者の心構え

(1) 保護者の置かれた状態や考え・心情を理解する

…

保護者には、早期から養育や教育について様々な機関において相談し、助言を得ながらも、なお悩みや不安を解決できない場合がある。そのような保護者の悩みや不安に応えるためには、教育、医療、福祉、保健等の専門家や専門機関による適切な教育相談の体制を整える必要がある。このため、教育委員会においては 特別支援連携協議会等を有効に活用し、専門家チーム等による教育相談体制を整備するとともに、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等における相談機能の充実を図ることが必要である。また、必要に応じ、児童相談所、障害児通所支援事業所等の関連機関との連携・協力を図っていくことも重要である。

…

-4-

関係機関等との連携に関する主な記載

2 関係者に求められること

(4) 医療・福祉・保健担当者(保健師等)に求められること

母子保健法に基づき市町村が実施している「乳幼児健康診査」及び「母子訪問指導事業」、児童福祉法に基づき市町村の実施している「乳児家庭全戸訪問事業」は、疾病や障害などの早期発見の機会として重要な意義がある。乳児については、市町村が定めた方法で健康診査を受けることができ、必要に応じて、精密検査も行われている。幼児については、1歳6か月健康診査と3歳児健康診査の実施が、市町村に義務付けられており、ここで対応に当たるのが、個別の医療機関の医師や保健師等となる。

また、保健所、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、発達障害者支援センター等の担当者も障害がある子供についての相談に応じることになるが、相談がその先の支援につながるよう関係機関との連携を図ることが喫緊の課題である。

市町村に設置されている特別支援連携協議会等を有効に活用し、障害のある子供の情報を共有し、地域で子供を支えていくという体制作りをすることが大切である。

-5-

関係機関等との連携に関する主な記載

第5章 「学びの場」の柔軟な見直し等

1 継続的な教育相談の実施

(2) 継続的な教育相談を行うための体制

…

なお、障害のある子供については、学校に加え、放課後等デイサービス等の放課後支援機関で過ごす時間も長い場合があることから、学校や教育委員会関係者が、普段から放課後等デイサービスの事業者等との連携を図ることも、継続的な教育相談を行う上で有用である。

…

第6章 教育相談体制の整備

3 早期からの支援体制の充実

障害のある子供やその保護者の様々なニーズに対して適切な相談・支援を行っていくためには、多分野・多職種による総合的な評価と、多様な支援が一体的かつ継続的に用意されていないといけない。

総合的な評価や必要な相談・支援を行うには、単独の機関では限界があるため、地域に多分野・多職種による支援ネットワークを構築し、ネットワークにより障害のある子供や保護者を支援していくことが必要である。

現在、障害のある子供やその保護者への支援に関しては、大きく「教育委員会を中心とした教育分野のネットワーク」と「地域自立支援協議会を中心とした保健医療福祉分野のネットワーク」がある。

-6-

関係機関等との連携に関する主な記載

< 前ページからの続き >

(1) 教育分野におけるネットワーク

→ 特別支援連携協議会、広域特別支援連携協議会について記載(内容は省略)

(2) 保健医療福祉分野におけるネットワーク

→ 市町村協議会、都道府県協議会について記載(内容は省略)

(3) 組織体制や連携の工夫

このように、教育分野と福祉分野それぞれに地域におけるネットワークを構築することが求められている。地域によっては、どちらかの分野が先行してネットワークを構築している場合や、教育と福祉のネットワークがそれぞれあるが、対象エリアが市町村と圏域など異なっている場合などもあると考えられる。

それぞれが教育と福祉、その他関係分野が連携して支援体制を構築することを目的としており、構成メンバーや協議事項も重複することが予想されるので、今後、地域の実情に応じて、組織体制を一本化したり、連携の在り方をルール化したりするなどの工夫が必要である。

障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実

平成27年度予算額(案) 145億円 (平成26年度予算額 131億円)

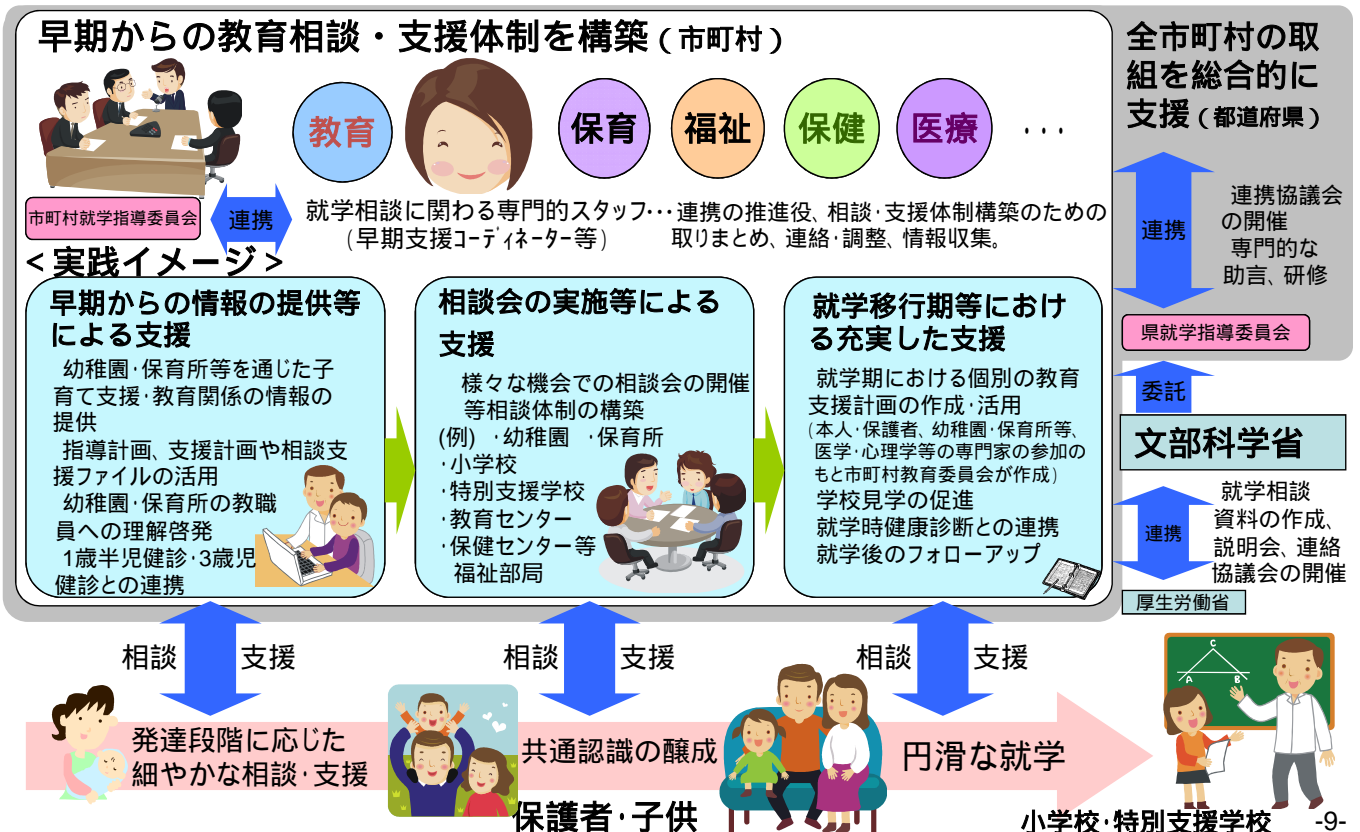
就学前	(早期支援)	早期からの教育相談・支援体制構築事業 336百万円 (335百万円) 障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組を支援する。 40箇所 早期支援コーディネーター 約120人配置	
	(教職員の専門性向上)	[拡充]特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 292百万円 (14百万円) 特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状取得に資する取組を実施するとともに、その環境整備を行う。 指導者養成講習会等の実施(拡充) 15箇所 27箇所 免許状取得促進セミナーの開催(新規) 6箇所 ICTを活用した教員の専門性向上充実事業、障害者スポーツに関する教員研修のための施設整備(新規)(特総研)	
学校教育	(発達障害にかかる支援)	発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 586百万円 (586百万円) [新規]発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 71百万円 発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に向けた取組の1つとして、教育委員会等が主体となり、新たに各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法・時期等に関する調査研究事業を行うことで特別支援教育の充実を図る。 15箇所 発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置 発達障害理解推進進地事業 30箇所 発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 7大学	
	(インクルーシブ教育システムの構築・障害者理解の推進)	インクルーシブ教育システム構築モデル事業等 831百万円 (989百万円) [新規]学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進 147百万円 子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、相互に人格と個性を尊重・理解し合える共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行ったり、障害者アスリート等の体験談を聞いたりするなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。 25箇所 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 35箇所 特別支援学校機能強化モデル事業 25箇所 看護師配置事業等	
自立と社会参加	(学習上の支援及び教材の開発)	学習上の支援機器等教材活用促進事業 497百万円 (584百万円) 学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所 支援機器等教材を活用した指導方法充実事業 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等	
	(高等学校段階における支援)	自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 388百万円 (449百万円) キャリア教育・就労支援等の充実事業 35箇所・就職支援コーディネーター 約35人配置 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 25箇所・自立活動等担当教員 約25人配置	
	(就学の支援)	[拡充]特別支援教育就学奨励費負担等 11,583百万円 (10,151百万円) 特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要経費を援助する。 特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充(高校就学支援金制度見直しの学年進行対応)	

[拡充] 教職員定数の増 通級指導など特別支援教育の充実 100人 特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率:1/3等

早期からの教育相談・支援体制構築事業

【H26 40地域 → H27予算(案) 40地域】

改正障害者基本法を受け、特別な支援が必要となる可能性のある子供及びその保護者に対し、各市町村が早期から情報の提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築するとともに、各都道府県は、市町村の取組や体制の構築を総合的に支援する。



特別支援学校高等部の就職率(27.7%)の一層の向上に向けた取組が必要
 → 企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実
 → 早期からのキャリア教育等の推進(小・中・高等部の系統的なキャリア教育)

高等学校の発達障害の生徒への指導の充実が必要
 → 特別支援学校のノウハウを取り入れた指導の改善・充実

障害のある生徒が自立し社会参加を図るためには、高等学校段階におけるキャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要である。また、とりわけ高等学校においては、発達障害のある生徒に対して、特別支援学校高等部のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うことが必要である。
 このため、労働、福祉の関係機関等と連携し、高等学校段階におけるキャリア教育、就労支援等の充実を図る事業を実施する。



障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化(平成25年3月厚生労働省職業安定局長通達、文部科学省初等中等教育局長通知)
 平成26年3月31日 一部改正
障害者の自立と社会参加の推進

関係機関との連携について
「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」
 (平成24年4月18日 厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 事務連絡)

<経緯> 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、児童福祉法及び障害者自立支援法が一部改正され、相談支援の充実及び障害児支援の強化が図られたことを受けて、相談支援の充実及び障害児支援の強化の具体的な内容及び教育と福祉の連携に係る留意事項等を整理し、事務連絡を発出した。

<相談支援の充実>
「障害児支援利用計画等」の作成
 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害者自立支援法に基づく居宅サービスを利用するすべての障害児に対し、原則として、「障害児支援利用計画」「個別支援計画」を作成することとなった。
 学齢期においては、障害児支援利用計画及び個別支援計画と個別の教育支援計画及び個別の指導計画の内容との連動が必要であり、相談支援事業所と学校等が連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービスへの移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮を依頼。

<障害児支援の強化>
児童福祉法における障害児に関する定義規定の見直し
 児童福祉法に規定する障害児の定義規定が見直され、従前の「身体に障害のある児童及び知的障害のある児童」に加え、「精神に障害のある(発達障害含む)」児童を追加した。
障害児施設の一元化
 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別で分かれていた従前の障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」に一元化した。
放課後等デイサービスの創設
 障害児通所支援の一つとして、「放課後等デイサービス」が創設され、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行うこととなった。放課後等デイサービスの利用は、学校教育との時間的な連続性があることから、特別支援学校等における教育課程と放課後等デイサービス事業所における支援内容との一貫性を確保するとともに役割分担が重要である。また、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所間の送迎が一定の要件のもと、事業所の加算対象となった。
保育所等訪問支援の創設
 障害児通所支援の一つとして、「保育所等訪問支援」が創設され、訪問支援員(障害児の支援に相当の知識・技術及び経験のある児童指導員・保育士、機能訓練担当職員等)が保育所等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を実施することとなった。
個別支援計画の作成
 障害児通所支援事業所等に児童発達支援管理責任者を配置が義務づけられたことにより、すべての障害に対し、利用者及びその家族のニーズ等を反映させた個別支援計画を作成し、効果的かつ適切な障害児支援を実施することとなった。

障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携について、今般、都道府県労働局や公共職業安定所等において特別支援学校等との連携を一層強化するよう、厚生労働省職業安定局長より通達を发出。文部科学省では、教育委員会等に対し、本件通達の周知と、労働関係機関との一層の連携の下に、障害のある生徒の就労に向けた職業教育、進路指導等の充実を図られるよう通知。

厚生労働省職業安定局長通達（25.3.29）概要

「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への流れをより一層促進するため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等の地域で障害者の就労支援を行う機関、特別支援学校、企業や医療機関等、地域全体で障害者の雇用を支えるため、都道府県労働局や安定所が中心となって、地域センターと連携を図りつつ、次の取組に重点を置いて実施。

本通達については平成26年3月31日に一部改正が行われ、企業就労理解促進事業の実施について、発達障害者（発達障害の疑いのある者を含む。）等への就職支援に課題を抱えている高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校の教職員等も対象になった。

1. 就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進や職場実習の推進

就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーによる助言等による障害者やその保護者、就労支援機関、相談支援事業所等、特別支援学校、医療機関等の教職員に対する企業理解の促進（企業就労理解促進事業）障害者やその保護者、就労支援機関、特別支援学校、医療機関等と企業の不安を解消し、相互理解を促進するため、障害者が企業において就労体験を行う職場実習の推進

2. 企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施

雇入れから定着過程の段階においては、安定所が中心となって関係機関と連携し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援

職場定着後の段階においては、障害者就業・生活支援センターが中心となって、安定所や関係機関等による適切な役割分担の下、継続した職場定着の支援

3. ネットワークの構築・強化

自立支援協議会等へ積極的に参画するとともに、地方自治体と連携して、障害者就業・生活支援センターや地域の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所、事業主団体の参画も勧奨

地域センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、医療機関等、関係機関等との連携の強化

- 12 -

平成26年度より、文部科学省において高等学校段階における障害のある生徒へのキャリア教育・職業教育を推進し、労働や福祉等の関係機関と連携しながら就労支援を充実する実践的な研究「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を実施。

当該事業に関して、厚生労働省より都道府県労働局又は公共職業安定所に対し、積極的に参加・協力するよう事務連絡を发出。具体的に参加・協力した内容等については下記のとおり。

1 就労支援ネットワーク会議への参加・協力

委託団体は、障害のある生徒の就職支援のためのネットワークを構築するため、モデル校となる特別支援学校高等部及び高等学校の教員、教育委員会等のモデル校の設置者のほか、労働・福祉等の関係機関からなる就労支援ネットワーク会議を設置し、モデル校への助言・評価、教員研修プログラムや技能検定の開発などを実施する予定である。労働局等は委託団体の求めに応じて当該会議に参加すること。

2 教員や保護者を対象とした講義への講師派遣

就職支援ネットワーク会議においては、教員研修プログラムを開発し、教員や保護者を対象とした障害者雇用率制度等の理解を深める講義を実施する予定である。

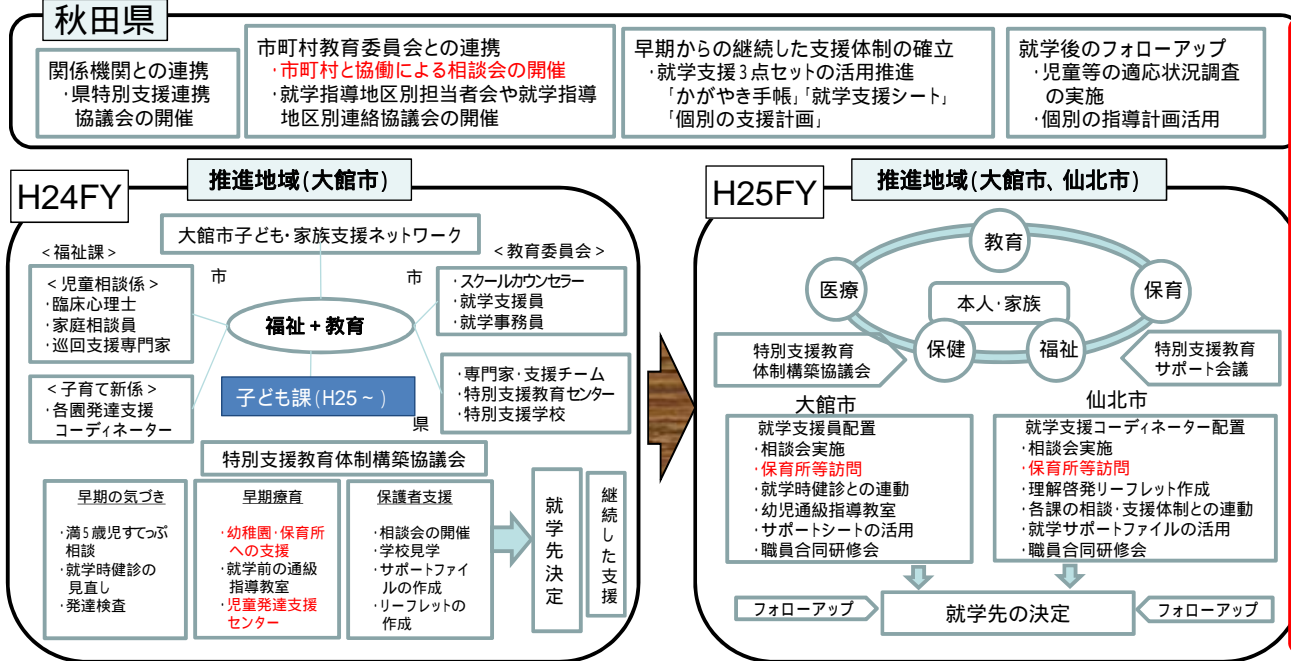
このため、労働局等は、講義の実施に当たって委託団体の求めに応じて労働局等の職員を講師として派遣するとともに、障害者雇用率制度や労働局等が実施する支援について紹介すること。

3 就職支援コーディネーターと連携した支援

委託団体は、モデル校に就職支援コーディネーターを配置し、モデル校となる特別支援学校高等部及び高等学校において、障害のある生徒の就労先・就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行う予定である。

このため、就職支援コーディネーターの求めに応じて開拓等に行きついたり、公共職業安定所に求人を出している事業所や連携通達に基づき作成する職場実習受入候補事業所リストにある事業所のうち、就労先・就業体験先として開拓することが可能と思われる事業所を選定し、情報提供すること。

○早期からの教育相談・支援体制の構築(秋田県教育委員会)[H24→H25]



全県への情報発信

取組内容と主な成果

秋田県教育委員会「早期からの教育相談・支援体制の構築事業平成24及び25年度成果報告書」を基に作成。

特別な教育的ニーズのある子供の状況を早期に把握・対応することができるよう、福祉部局と教育委員会が連携し、一元化した特別支援教育体制の充実を目指している。個別の相談記録手帳、就学支援シート及び個別の教育支援計画等を活用し、市町村教育委員会とも連携しながら、就学や教育に関する相談会等を実施している。

5歳児相談会の実施、幼児通級指導教室の充実、就学支援員による就学先訪問等を通じた継続的なフォローアップ、関係機関との連携強化(幼・保・小・中学校と保健及び福祉機関との合同研修会、各種健診・検査の連動による移行期の情報共有の円滑化)などにより、先進地域での早期支援の取組成果を広く普及し、理解啓発を図り、秋田県全体の特別支援教育体制の充実を目指している。

お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm/

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育情報センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター
メールマガジン

<http://icedd.nise.go.jp>

<http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

内閣府

政策統括官（共生社会政策担当）

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

障害者施策に関しては、平成 18 年に国連において障害者の権利に関する条約が採択されるなど、近年、障害者の権利保護に向けた取組が国際的に進展してきたところである。

我が国においても、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、平成 23 年に障害者基本法の改正が行われ、その第 4 条において、基本原則として「差別の禁止」が規定されたところである。

本法は、差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、この基本原則を具体化する法律として位置付けられるものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とするものである。

本法では、教育、公共交通、医療、雇用、役務の提供、刑事手続等の行政機関による活動など、障害者基本法において「障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策」として規定されている分野も含めた広範な分野を対象としている。

なお、雇用分野については、本法の対象分野には含まれるものの、今国会で成立した障害者の雇用の促進に関する法律の改正法において、差別の禁止等の具体的な措置が定められることから、本法第 3 章に規定する差別の解消のための具体的な措置については、障害者雇用促進法の定めるところによることとしている。

本法は平成 25 年 6 月 19 日の参議院本会議において可決成立し、同年 6 月 26 日に公布された。平成 28 年 4 月 1 日からの施行に向け、平成 27 年 2 月 24 日に政府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するための基本方針が策定された。現在、職員の取組のための対応要領・事業者の取組に資する対応方針の検討、障害者差別解消支援地域協議会の在り方に関する検討、共生社会地域フォーラムの開催など周知啓発等の施行準備に取り組んでいるところである。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

内閣府

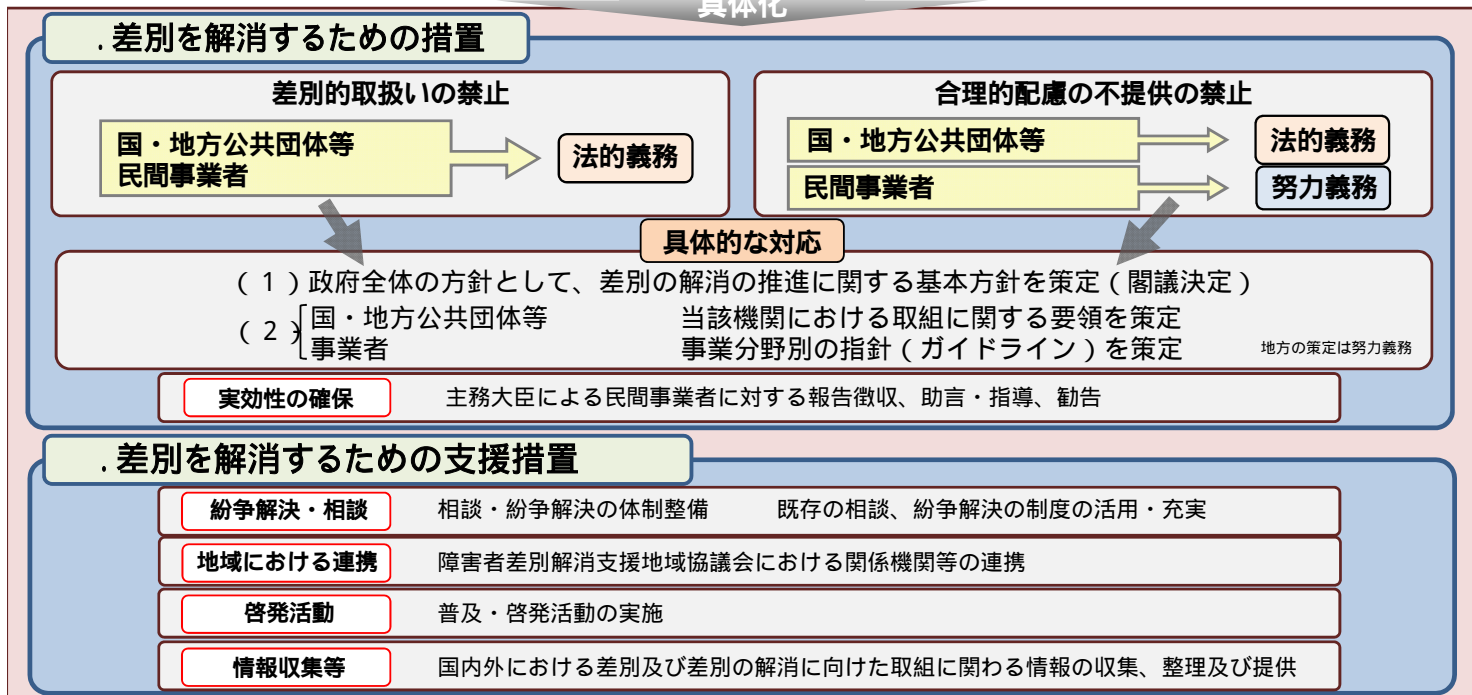
障害者差別解消法に関する経緯

平成 16年	6月	4日	障害者基本法改正（議員立法） 施策の基本的理念として差別の禁止を規定
平成 18年	12月	13日	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成 19年	9月	28日	日本による障害者権利条約への署名
平成 23年	8月	5日	障害者基本法改正 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定
平成 24年	9月	14日	障害者政策委員会差別禁止部会意見取りまとめ
平成 25年	4月	2日	障害者差別禁止立法に関する自公民3党による協議の開始
	4月	26日	障害者差別解消法案閣議決定、国会提出
	5月	31日	衆議院本会議にて可決
	6月	19日	参議院本会議にて可決
		26日	公布・一部施行（全体の施行は平成28年4月1日）
	9月	27日	第三次障害者基本計画閣議決定
	11月	19日	障害者の権利に関する条約衆議院本会議にて承認
	12月	4日	障害者の権利に関する条約参議院本会議にて承認
平成 26年	1月	20日	障害者の権利に関する条約締結

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法<平成25年法律第65号>）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

障害者差別解消法の解説（第1条）

目的

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

本法は、障害を理由とする差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、**障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

本法は、障害を理由とする差別を禁止するとともに、基本方針や要領・指針の策定等の措置、相談・紛争解決の体制整備等の支援措置についても規定しているところ、これらを通じて差別のない社会を目指すものとして「解消」としているもの。

参考：障害者基本法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

障害者差別解消法の解説（第3条～第5条）

国及び地方公共団体の責務、国民の責務

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第3条は、国及び地方公共団体の一般的な責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定及び実施しなければならない旨規定するもの。

本法により、地方公共団体において、地域の実情に即して、障害を理由とする差別に関する条例（いわゆる上乘せ・横出し条例を含む。）を制定することが制限されることはない。

第4条は、国民の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない旨規定するもの。

社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

障害者の利用を想定して行う建築物のバリアフリー化や職員に対する研修等は、個々の障害者から意思の表明があった場合において個別に求められる「合理的配慮」とは区別されるものではあるものの、障害を理由とする差別の解消に向けて、このような「環境の整備」に係る取組も計画的に行われるよう、第5条において、行政機関等及び事業者の責務を規定するもの。

なお、本法第12条において主務大臣による事業者に対する行政措置が規定されているが、第5条は一般的な責務を規定したものであり、第12条の行政措置の対象となるものではない。

障害者差別解消法の解説（（第2条・）第7条・第8条）

障害を理由とする差別の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、

障害を理由として障害者でない者と**不当な差別的取扱い**をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮**をしなければならない。

事業者は、その事業を行うに当たり、

障害を理由として障害者でない者と**不当な差別的取扱い**をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮**をするように努めなければならない。

定義

障害者...身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（¹）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。（本法が適用される障害者は、手帳所持者に限らない。）

¹「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」で、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念を踏まえたもの。

行政機関等...国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（²）

事業者...商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（²）を除く。）

²地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人は事業者として扱われる。

留意事項

事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論は、本法の対象外。啓発活動を通じて対応。

雇用分野については、障害者雇用促進法（第183回国会にて改正法が成立）により具体的な措置を規定する。

国家公務員や地方公務員の雇用関係に関して、国家公務員法や地方公務員法等の規定によるとの前提の下、障害者雇用促進法の適用が除外されている事項については、本法においても同様の整理。

障害者差別解消法の解説（第7条・第8条（・第12条））

障害を理由とする差別の禁止（続き）

不当な差別的取扱い

例えば、障害者であることのみを理由として、正当な理由なく、障害者に対する商品やサービスの提供を拒否するような場合をいい、実際の場面においてある行為が不当な差別的取扱いに該当するかは、状況に応じて個々の事案毎に判断されることとなる。なお、当該取扱いについて、正当な理由が存在する場合には、本法により禁止される不当な差別的取扱いには該当しない。

社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）

「合理的配慮」とは、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらず原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、典型的な例としては、例えば、乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けや、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。

「意思の表明」は、個別具体的な場面において、社会的障壁の除去の実施に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話も含む。）その他の意思疎通のための手段により伝えることを指し、知的障害等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も、解釈上含み得る。

なお、合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合には、本法に基づく義務は生じない。

違反に対する対応

主務大臣は、事業者に対し、特に必要があると認める場合（例えば、ある事業者が障害者に対し、本法に違反する行為を繰り返し行っており、当該事業者による自主的な改善を期待することが困難な場合等。）、報告徴収、助言・指導、勧告を行うことが可能。

報告徴収が求められた際、報告をしなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合には過料あり。

行政機関等により本法に違反する行為が行われた場合には、例えば、行政不服審査法に基づく不服申立て（当該行為が行政処分にあたる場合等）や行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや行政相談等の仕組みにより是正が図られることとなる。

本法に違反する行為自体について罰則が存在するわけではない。また、本法の私法上の効果については、民法等の一般規定に従い、個々の事案に応じて判断されることとなる。

障害者差別解消法の解説（第6条、第9条～第11条）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

【位置付け】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、政府において施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方等を示すもの

【作成主体】 政府（閣議決定）

【作成手続】 案の作成に当たっては、障害者政策委員会の意見を聴くとともに、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要

【内 容】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
事業者が講ずべき障害を理由とする差別の解消するための措置に関する基本的な事項
その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項（ ）
障害を理由とする差別を解消するための支援措置に関する基本的な考え方等を想定

基本方針に即して作成

国等職員対応要領

国の行政機関の長及び独立行政法人等が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

地方公共団体等職員対応要領

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

地方分権の観点から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は要領の作成に努めることとされている。また、要領の作成に関する国の協力に関する規定あり。

主務大臣の定める対応指針

主務大臣が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して事業者が適切に対応することができるよう、当該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要（地方公共団体等職員対応要領については、必要な措置を講ずよう努めることとされている）

障害者差別解消法の解説（第14条～第16条）

相談及び紛争の防止等のための体制の整備

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

【趣旨】障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、障害者等からの相談に応じ、紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制整備に努めることとするもの。

障害者に関する既存の相談窓口等（必ずしも差別に関する相談を行っていないものを含む）

福祉事務所、地方公共団体の担当部局、保健所、教育委員会、法務局・地方法務局、都道府県労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、児童相談所、基幹相談支援センター、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センター 等

啓発活動

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

【趣旨】障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、国民の関心と理解を得るために必要な啓発活動を行うもの。なお、障害者関連施設の立地に関し、住民の同意を要件とする等の他の施設にはない特別な措置を行わない他、本条の趣旨を踏まえ、障害者に対する住民の理解を得るために必要な啓発活動を行うことが適当。

情報の収集、整理及び提供

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

【趣旨】国内外の障害を理由とする差別に関する具体的な事例や差別の解消に関する取組等の情報を収集・公表し、本法の適切な運用に活かすこと等を目的とするもの。

障害者差別解消法の解説（第17条～第20条）

障害者差別解消支援地域協議会

趣旨・目的

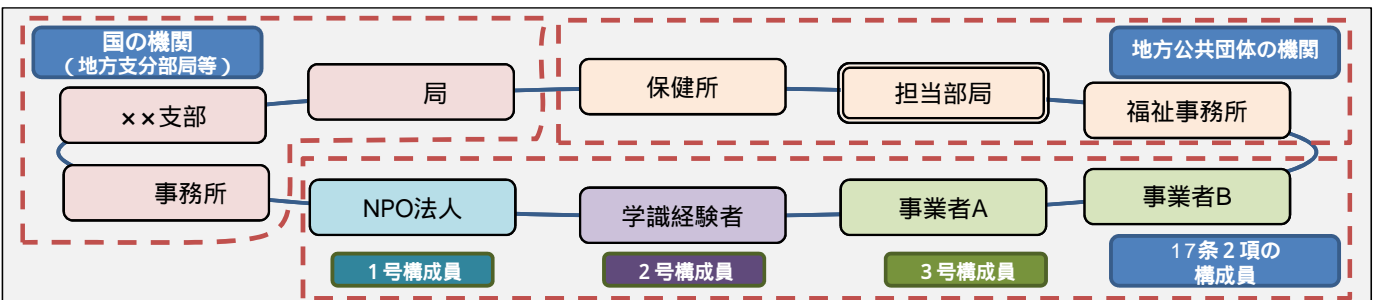
障害者が行政機関に対して差別に関する相談等を行うに当たり、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではなく、また、相談等を受ける機関としても、当該機関だけでは対応できない可能性。

このため、国及び地方公共団体の機関において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築。

これにより、いわゆる「制度の谷間」や「たらいまわし」が生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上が図られることを期待。

法律上、協議会の設置は各地方公共団体の判断となっており、必置とはされていない。

組織・運営のイメージ



協議会においては、必要な情報の交換、障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行う。各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施。

協議会の構成は、地域の実情等を踏まえ、各協議会において判断。また、協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理。

協議会は必ずしも条例設置である必要はない。

障害者差別解消法の施行に向けて

法の施行日

平成28年4月1日

基本方針，対応要領&対応指針については，経過規定に基づき，施行日前に策定可能。

今後の取組予定（内閣府の取組を中心に）

1．基本方針，対応要領&対応指針関係

関係団体のヒアリング等を行いながら、また、障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、政府において基本方針の検討を実施。基本方針策定後においては、各行政機関等及び各主務大臣において、関係団体ヒアリング等を行いながら、対応要領&対応指針の検討を実施。

2．普及・啓発活動関係

一般国民に対し、法の趣旨・目的の解説等を行う地域フォーラムの開催、リーフレットの配布などを予定している。

3．障害者差別解消支援地域協議会関係

地域協議会の在り方検討会を立ち上げ、協議会の在り方や国による支援の在り方の検討等を行っており、今後も引き続き実施を予定している。

4．その他

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

衆議院内閣委員会（平成25年5月29日）

- 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。
- 基本方針、対応要領及び対応指針は障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み、基本方針をできる限り早期に作成すること。
- 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。
- 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。
- 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。
- 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実及び本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を行うことにより、実効性の確保に努めること。
- 附則第七条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を行うこと。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。
- 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。

参議院内閣委員会（平成25年6月18日）

- 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。また、同条約の趣旨に沿うよう、障害者女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害者女性や障害児の人権の擁護を図ること。
- 基本方針、対応要領及び対応指針は、国連障害者権利条約で定めた差別の定義等に基づくとともに、障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針に即して作成されることに鑑み基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。
- 対応要領や対応指針においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。
- 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、その水準が本法の趣旨を不当にゆがめることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。
- 本法の規定に基づき、主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて毎年国会に報告すること。
- 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。
- 本法の規定に基づいて行う啓発活動については、障害者への支援を行っている団体等とも連携を図り、効果的に行うこと。
- 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、財政措置も含め、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実を図ること。また、国の出先機関等が地域協議会に積極的に参加するとともに、本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を行うことにより、実効性の確保に努めること。
- 附則第七条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を行うこと。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮の義務付けの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること。本法の施行後、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。
- 本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること。
- 本法施行後、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ「不当な、差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の定義を検討すること。
- 本法第十六条に基づく国の「障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供」に関する措置のうち、特に内閣府においては、障害者差別解消支援地域協議会と連携するなどして、差別に関する個別事案を収集し、国民に公開し、有効に活用すること。

2 障害者差別解消法「基本方針」の検討経過

障害者差別解消法「基本方針」については、障害者基本法に基づき設置された障害者政策委員会において、平成 25 年 11 月 11 日に開催された第 8 回委員会から約 1 年をかけて、障害者政策委員会委員を始め、障害者団体、事業者等の関係者からのヒアリングを含め、計 11 回の審議を行い、原案をとりまとめた。その後、平成 26 年 11 月 26 日（水）から 12 月 25 日（木）までの 30 日間パブリックコメントを行い、更に修文を行い、平成 27 年 2 月 24 日（火）に閣議決定を行ったところである。

今後、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、職員の取組に資するための対応要領を、また、主務大臣は、事業者の取組に資するための対応指針を、本基本方針に即して作成することになる。作成後は、平成 28 年 4 月の本法の円滑な施行に向けて、差別解消法、基本方針と併せて、広く国民に周知していく予定である。

なお、地方公共団体等においては、対応要領を定めるよう努めることとされているので、今後も国の行う周知啓発等にご留意されたい。

障害者差別解消法「基本方針」の検討経過

障害者政策委員会における議論

【1年間にわたり、計11回の審議】

平成25年11月

第8回 障害者差別解消法の説明、基本方針の検討の進め方

平成25年12月～平成26年9月

第9回～第15回 ヒアリング

障害者団体等：30団体

サービス提供者等：3団体

事業者等：22団体

平成26年10月～11月

第16回～第18回 基本方針案について議論 原案取りまとめ

パブリックコメント

[募集期間] 平成26年11月26日(水)～12月25日(木) [30日間]

[応募件数] のべ1,097件(個人1,048件、団体49件)

意見総数は1,730件

閣議決定 [平成27年2月24日]

国の行政機関の長及び独立行政法人等は職員の取組に資するための「対応要領」を、主務大臣は事業者の取組に資するための「対応指針」を作成
国民への広報・周知

障害者差別解消法施行【平成28年4月1日】

3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（概要）

障害を理由とする差別の解消の推進は、雇用、教育、医療、公共交通等、障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる分野に関連し、各府省の所掌に横断的にまたがる施策である。そこで、政府として、施策の総合的かつ一体的な推進を図るとともに、行政機関間や分野間における取組のバラつきを防ぐため、施策の基本的な方向等を示す基本方針を策定することとしている。

基本方針に定める事項は、法第6条第2項第1号から第4号までの各号に定められているところであり、本法制定の背景、法の考え方、基本方針と対応要領・対応指針との関係、条理との関係、各行政機関等が定める対応要領や各主務大臣が事業分野ごとに定める対応指針の基本となる事項等を盛り込んだところである。

具体的には、第1号の「障害を理由と差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向」に関しては、本法の理念や、本法と障害者基本法の関係、施策全般にわたる基本的な考え方などを、第2号、第3号の「行政機関等や事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項」に関しては、対応要領や対応指針に盛り込むべき事項や作成に当たって留意すべき点などを、第4号の「その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する事項」に関しては、環境の整備などの差別の解消の推進に関する取組や相談及び紛争防止等のための体制の整備や啓発活動、情報の収集、地域協議会などの支援措置についての基本的な考え方などについて、記載したところである。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（概要）

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

2 基本的な考え方

- (1) 法の考え方
- (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係
- (3) 条例との関係

第3, 4 行政機関等/事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

2 対応要領/対応指針

- (1) 対応要領/対応指針の位置付け及び作成手続き
- (2) 対応要領/対応指針の記載事項

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【対応要領のみ】

3 主務大臣による行政措置【対応指針のみ】

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- (1) 障害者
- (2) 事業者
- (3) 対象分野

2 不当な差別的取扱い

- (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
- (2) 正当な理由の判断の視点

3 合理的配慮

- (1) 合理的配慮の基本的な考え方
- (2) 過重な負担の基本的な考え方

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

3 啓発活動

- (1) 行政機関等における職員に対する研修
- (2) 事業者における研修
- (3) 地域住民等に対する啓発活動

4 障害者差別解消支援地域協議会

- (1) 趣旨 (2) 期待される役割

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

- (1) 情報の収集、整理及び提供
- (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

平成19年に障害者権利条約に署名して以来、国内法の整備等を進め、平成26年1月に障害者権利条約を締結。平成23年の障害者基本法改正では、「差別の禁止」を基本原則として規定し、同原則の具体化のため、平成25年に障害者差別解消法（以下「法」という。）が成立。

2 基本的な考え方

(1) 法の考え方

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要。法は、行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促す。

法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもある。

こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることを期待。

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

基本方針に即して、行政機関等は、職員の取組に資するための「対応要領」を、主務大臣は、事業者の取組に資するための「対応指針」を、具体例も盛り込みながら作成し、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知。

地方公共団体等については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務。

(3) 条例との関係

法の施行後も、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。）は引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されない。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項（その1）

1 法の対象範囲

(1) 障害者

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法における「障害者」の定義と同じ。）

「社会モデル」の考え方を踏まえており、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

… 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみ起因するものではなく、社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）と相対することによって生ずるものとする考え方。

特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意。

(2) 事業者

商業その他の事業を行う者。目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者。（個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者も対象となる。）

(3) 対象分野

日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象（ 雇用分野における障害者差別解消の措置については、障害者雇用促進法の定めるところによる。）

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止。

障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

〔例〕・ 障害者を優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）

・ 合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い

・ 合理的配慮の提供等に必要範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること

正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意。

(2) 正当な理由の判断の視点

当該取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は正当な理由に相当。

行政機関等及び事業者は、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項（その2）

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過度でないもの。

行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意。

障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なり、多様かつ個性が高く、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるもの。さらに、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて内容が変わりうるもの。

〔例〕・ 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮

・ 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮

・ 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

意思の表明に当たっては、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。（障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

行政機関等及び事業者は、過重な負担について、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断。

事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約） 費用・負担の程度 事務・事業規模 財政・財務状況

第3, 4 行政機関等 / 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止については、行政機関等及び事業者において一律に法的義務、合理的配慮の提供については、行政機関等は率先して取り組む主体として法的義務、事業者は、障害者との関係が分野・業種・場面・状況により様々であり、努力義務。

2 対応要領 / 対応指針

(1) 対応要領 / 対応指針の位置付け及び作成手続き

行政機関等の長は、職員が遵守すべき服務規律の一環として対応要領を、主務大臣は、事業者の適切な対応・判断に資するものとして対応指針を作成。

(2) 対応要領 / 対応指針の記載事項

趣旨 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 同具体例 相談体制の整備
行政機関等 / 事業者における研修・啓発 国の行政機関(主務大臣)における相談窓口【対応指針のみ】

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【対応要領のみ】

地方公共団体等における対応要領の作成は、地方分権の趣旨に鑑み、努力義務。

3' 主務大臣による行政措置【対応指針のみ】

行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行う。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

不特定多数の障害者を主な対象とする事前的改善措置(バリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等)について、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努める。研修等のソフト面も含まれることが重要。

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。国・地方公共団体は、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより体制を整備。

3 啓発活動

(1) 行政機関等における職員に対する研修 (2) 事業者における研修

(3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 内閣府を中心に、多様な主体との連携により、周知啓発活動に積極的に取り組む
イ 家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する
ウ グループホーム等の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを周知するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行う

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 趣旨 : 障害者にとって身近な地域において、様々な機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができる

(2) 期待される役割 : 適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、構成機関等による調停・斡旋等の紛争解決、複数機関による対応等

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

(1) 情報の収集、整理及び提供 : 国内の具体例・裁判例等の収集・整理、国際的な動向や情報の集積を図り、広く国民に提供

(2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例の集積等を踏まえ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図る。法の施行後3年を経過した時点における法の施行状況の検討の際には、基本方針についても併せて所要の検討を行う。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。基本方針は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。

第 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

近年、障害者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成 18 年に国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）が採択された。我が国は、平成 19 年に権利条約に署名し、以来、国内法の整備を始めとする取組を進めてきた。

権利条約は第 2 条において、「「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」と定義し、その禁止について、締約国に全ての適当な措置を求めている。我が国においては、平成 16 年の障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成 23 年の同法改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、同法第 2 条第 2 号において、社会的障壁について、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、同法第 4 条第 1 項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、また、同条第 2 項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定された。

法は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成 26 年 1 月に権利条約を締結した。

2 基本的な考え方

(1) 法の考え方

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの、障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることを期待するものである。

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

対応要領及び対応指針は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知するものとする。

(3) 条例との関係

地方公共団体においては、近年、法の制定に先駆けて、障害者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害者差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。法の施行後においても、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乘せ・横出し条例を含む。）については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 障害者

対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

(2) 事業者

対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。）であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。

(3) 対象分野

法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。ただし、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされている。

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者

との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に

応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、

適宜、見直しを行うことが重要である。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
費用・負担の程度
事務・事業規模
財政・財務状況

第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされており、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員による取組を確実なものとするため、対応要領を定めることとされている。行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であり、対応要領においてこの旨を明記するものとする。

2 対応要領

(1) 対応要領の位置付け及び作成手続

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内部規則の様式に従って定められることが考えられる。

国の行政機関の長及び独立行政法人等は、対応要領の作成に当たり、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応要領を公表しなければならない。

(2) 対応要領の記載事項

対応要領の記載事項としては、以下のものが考えられる。

趣旨

障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

相談体制の整備

職員への研修・啓発

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項

地方公共団体等における対応要領の作成については、地方分権の趣旨に鑑み、法においては努力義務とされている。地方公共団体等において対応要領を作成する場合には、2（1）及び（2）に準じて行われることが望ましい。国は、地方公共団体等における対応要領の作成に関し、適時に資料・情報の提供、技術的助言など、所要の支援措置を講ずること等により協力しなければならない。

第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

事業者については、不当な差別的取扱いの禁止が法的義務とされる一方で、事業における障害者との関係が分野・業種・場面・状況によって様々であり、求められる配慮の内容・程度も多種多様であることから、合理的配慮の提供については、努力義務とされている。このため、各主務大臣は、所掌する分野における対応指針を作成し、事業者は、対応指針を参考として、取組を主体的に進めることが期待される。主務大臣においては、所掌する分野の特性を踏まえたきめ細かな対応を行うものとする。各事業者における取組については、障害者差別の禁止に係る具体的取組はもとより、相談窓口の整備、事業者の研修・啓発の機会の確保等も重要であり、対応指針の作成に当たっては、この旨を明記するものとする。

同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合は、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。また、公設民営の施設など、行政機関等がその事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

2 対応指針

(1) 対応指針の位置付け及び作成手続

主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとされている。作成に当たっては、障害者や事業者等を構成員に含む会議の開催、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関

係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応指針を公表しなければならない。

なお、対応指針は、事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込まれる合理的配慮の具体例は、事業者に強制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

(2) 対応指針の記載事項

対応指針の記載事項としては、以下のものが考えられる。

趣旨

障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

事業者における相談体制の整備

事業者における研修・啓発

国の行政機関（主務大臣）における相談窓口

3 主務大臣による行政措置

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、主務大臣の定める対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行うものとする。また、主務大臣による行政措置に当たっては、事業者における自主的な取組を尊重する法の趣旨に沿って、まず、報告徴収、助言、指導により改善を促すことを基本とする必要がある。主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて、毎年国会に報告するものとする。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環

境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要であり、相談等に対応する際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮することが重要である。法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、国及び地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを行うことにより、障害者差別の解消の推進に資する体制を整備するものとする。内閣府においては、相談及び紛争の防止等に関する機関の情報について収集・整理し、ホームページへの掲載等により情報提供を行うものとする。

3 啓発活動

障害者差別については、国民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、内閣府を中心に、関係行政機関と連携して、各種啓発活動に積極的に取り組み、国民各層の障害に関する理解を促進するものとする。

(1) 行政機関等における職員に対する研修

行政機関等においては、所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 事業者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進に努めるものとする。

(3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民

一 一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である。

内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体、マスメディア等の多様な主体との連携により、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの作成・配布、法の説明会やシンポジウム等の開催など、多様な媒体を用いた周知・啓発活動に積極的に取り組む。

イ 障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムを推進しつつ、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人であることを認識し、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する。障害のない児童生徒の保護者に対する働きかけも重要である。

ウ 国は、グループホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを十分に周知するとともに、地方公共団体においては、当該認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うことが望ましい。

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 趣旨

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要である。地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとされている。協議会については、障害者及びその家族の参画について配慮するとともに、性別・年齢、障害種別を考慮して組織することが望ましい。内閣府においては、法施行後における協議会の設置状況等について公表するものとする。

(2) 期待される役割

協議会に期待される役割としては、関係機関から提供された相談事例等について、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決

等に対応することへの後押し等が考えられる。

なお、都道府県において組織される協議会においては、紛争解決等に向けた取組について、市町村において組織される協議会を補完・支援する役割が期待される。また、関係機関において紛争解決に至った事例、合理的配慮の具体例、相談事案から合理的配慮に係る環境の整備を行うに至った事例などの共有・分析を通じて、構成機関等における業務改善、事案の発生防止のための取組、周知・啓発活動に係る協議等を行うことが期待される。

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

(1) 情報の収集、整理及び提供

本法を効果的に運用していくため、内閣府においては、行政機関等による協力や協議会との連携などにより、個人情報保護等に配慮しつつ、国内における具体例や裁判例等を収集・整理するものとする。あわせて、海外の法制度や差別解消のための取組に係る調査研究等を通じ、権利条約に基づき設置された、障害者の権利に関する委員会を始めとする国際的な動向や情報の集積を図るものとする。これらの成果については、障害者白書や内閣府ホームページ等を通じて、広く国民に提供するものとする。

(2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

技術の進展、社会情勢の変化等は、特に、合理的配慮について、その内容、程度等に大きな進展をもたらし、また、実施に伴う負担を軽減し得るものであり、法の施行後においては、こうした動向や、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案しつつ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図るものとする。

法の施行後3年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、障害者政策委員会における障害者差別の解消も含めた障害者基本計画の実施状況に係る監視の結果も踏まえて、基本方針についても併せて所要の検討を行うものとする。基本方針の見直しに当たっては、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。対応要領、対応指針の見直しに当たっても、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

なお、各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないように、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨や、技術の進展、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、必要な見直しを検討するものとする。